

## 平成21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名: 独立行政法人日本スポーツ振興センター)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
toto携帯サイトのログイン可能な会員ステータス条件の変更開発	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 小野 清子 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号	平成20年10月17日	東京都港区西新橋二丁目7番4号 イーバンクシステム株式会社 代表取締役社長 早川 一	本業務の実施に当たっては、イーバンクシステム株式会社が著作権を保持し、ソース等が公開されていないコンテンツ変換技術の詳細情報が必要であり、履行可能な者は、イーバンクシステム株式会社以外に存在せず、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項の規定「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。	非公表	¥2,866,500	—	—	当該サイトの開発に係る著作権を有しているため。	19	
toto携帯サイトのミニオンライン環境構築及びくじ売上金額表示・BIG配当金総額表示機能の開発	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 小野 清子 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号	平成20年11月28日	東京都港区西新橋二丁目7番4号 イーバンクシステム株式会社 代表取締役社長 早川 一	本業務の実施に当たっては、イーバンクシステム株式会社が著作権を保持し、ソース等が公開されていないコンテンツ変換技術の詳細情報が必要であり、履行可能な者は、イーバンクシステム株式会社以外に存在せず、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項の規定「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。	非公表	¥7,717,500	—	—	当該サイトの開発に係る著作権を有しているため。	19	
2009年シーズン Jリーグ公式試合情報の取得	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 小野 清子 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号	平成21年2月1日	東京都文京区本郷3丁目10番15号 株式会社Jリーグメディアプロモーション 代表取締役社長 小倉 純二	Jリーグの公式試合の進行状況及び情報をリアルタイムに取得し、その情報を正確に提供できるのは、Jリーグスコアボードのみであり、その契約相手方は当該システムの運用元である株式会社Jリーグメディアプロモーション以外に存在せず、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項の規定「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。	非公表	¥5,250,000	—	—	Jリーグの公式試合の進行状況及び情報をリアルタイムに取得し、その情報を正確に提供できるのは、Jリーグメディアプロモーションのみであるため。	19	
スポーツ振興パートナーシップ契約(2009シーズン)	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 小野 清子 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号	平成21年2月1日	東京都文京区本郷三丁目10番15株式会社ジェイリーグエンタープライズ 代表取締役社長 豊島 吉博	Jリーグのロゴ、公式映像等を使用してスポーツ振興投票の制度広報等を行うため、契約相手方は(社)日本プロサッカーリーグの代理人である㈱ジェイリーグエンタープライズ以外存在せず、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項「契約の性質又は目的が競争を許さないため」の規定に該当するため。	非公表	¥283,500,000	—	—	Jリーグのロゴ、公式映像等を使用してスポーツ振興投票の制度広報等を行うため、契約相手方は社団法人日本プロサッカーリーグの代理人である㈱ジェイリーグエンタープライズ以外ないため。	19	

2009シーズンスポーツ振興パートナーシップ契約における街頭ビジョンでの広報、広告宣伝	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 小野 清子 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号	平成21年2月1日	東京都文京区本郷三丁目10番15株式会社ジェイリーグエンタープライズ代表取締役社長 豊島 吉博	Jリーグのロゴ、公式映像等を使用してスポーツ振興投票の制度広報等を行うため、契約相手方は(社)日本プロサッカーリーグの代理人である株式会社ジェイリーグエンタープライズ以外存在せず、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項「契約の性質又は目的が競争を許さないため」の規定に該当するため。	非公表	¥41,265,000	—	—	Jリーグのロゴ、公式映像等を使用してスポーツ振興投票の制度広報等を行うため、契約相手方は社団法人日本プロサッカーリーグの代理人である株式会社ジェイリーグエンタープライズ以外ないため。	19	
totoクレジットカード決済運用業務	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 小野 清子 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号	平成21年2月27日	東京都品川区東品川二丁目3番11株式会社ジェイティービー代表取締役社長 佐々木 隆	クレジットカード決済に伴う個人情報及び秘密情報等のセキュリティ向上、当該業務を運用することが可能な者は、システムを開発した株式会社ジェイティービーのみに限定され、他に競争相手がいないことから、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項規定「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。	非公表	¥11,970,000	—	—	当該システムについて個人情報及び秘密情報等のセキュリティがあるため。	19	
国立スポーツ科学センターボート・カヌー実験場保守点検業務	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 小野 清子 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号	平成21年3月9日	長崎県佐世保市小佐々町黒石339番地30株式会社西日本流体技研代表取締役 松井 志郎	本設備は、株式会社西日本流体技研の特許に基づき製造されたものである。特許の使用権を有し、設備内容を熟知した業者でなければ円滑な保守及び緊急時の対応は不可能であることから、会計規則第18条第4項に基づく随意契約とする。	非公表	¥8,400,000	—	—	本設備について特許を有しているため。	19	
国立スポーツ科学センター戸田艇庫の土地賃貸借	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 小野 清子 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号	平成21年3月11日	東京都渋谷区神南一丁目1番1号 社団法人日本ボート協会 会長 大久保 尚武	会計規則第18条第4項による随意契約	非公表	¥3,777,767	—	—	行政目的を達成するため提供を受けるものであるため。当該場所であれば行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される	5	
健診システム入力仕様書作成作業の委託	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 小野 清子 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号	平成21年3月16日	東京都千代田区外神田四丁目14番1号 株式会社日立メディコ東京支店 支店長 久保木 廣一郎	「健診システム」については、開発業者である株式会社日立メディコが、ソフト仕様について著作権を保有しており、これまで内部仕様を開示してこなかった。今回、ユーザーへの一部開示はあったものの、これまで8年間の仕様変更の積み重ねにより、内部仕様はかなり複雑なものとなっていた。そこで、この仕様の完全把握のため、システム開発業者による一種の解説書を作成させることとしたのが今回の委託作業であり、その内容の性質から開発業者者にしかなし得ない作業である。したがって、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項に規定する「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため	非公表	¥1,181,250	—	—	当該ソフトの開発に係る著作権を有しているため。	19	

<p>国立スポーツ科学センターホテルシステムの保守点検</p>	<p>契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 小野 清子 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号</p>	<p>平成21年3月30日</p>	<p>東京都品川区東品川一丁目39番地9号 NECネットエスアイ株式会社 代表取締役 山本 正彦</p>	<p>国立スポーツ科学センターでは、宿泊を伴う営業を行っており、利用者の宿泊予約からチェックアウトまでの一連の手続き等がスムーズに行われることが重要であるため、ホテルシステム（以下「システム」という。）を利用している。システムが万一故障した場合の速やかな復旧や、故障等を未然に防ぐ保守点検は、システムに精通していることが必要不可欠であり、障害が発生した際にプログラムの解析及びデータ分析が必要となるが、本システムのプログラムの著作権はNECネットエスアイ株式会社にあり、他社が本システムの当該作業を実施する場合には著作権の開示が必要となるため、他社では対応が不可能であることから、本件は平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」において「随意契約によらざるを得ないもの」とされている。以上の理由により、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため、本システムを開発・設置し、著作権を保有しているNECネットエスアイ株式会社と随意契約を締結するものである。</p>	<p>非公表</p>	<p>¥1,417,500</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>本設備について特許を有しているため。</p>	<p>19</p>
<p>国立スポーツ科学センター循環ろ過システム保守点検及び整備交換業務</p>	<p>契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 小野 清子 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号</p>	<p>平成21年3月31日</p>	<p>高知県高知市中万々106番1号 株式会社みかづきプールシステム 代表取締役 杉本 昌史</p>	<p>本設備は、セラミック材を使用した製造会社独自の仕様による機器で、有限会社みかづき文化会館の特許（特開平7-112182等）に基づき製造されたものである。従って当該特許の使用権を有し、設備内容を熟知した業者でなければ、円滑な保守点検及び機器の不具合や故障等の緊急時の対応は不可能である。従って、本件は平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」において「随意契約によらざるを得ないもの」とされている。上記の理由により、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項に規定する「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため</p>	<p>非公表</p>	<p>¥57,358,420</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>本設備について特許を有しているため。</p>	<p>19</p>

<p>文書管理システムソフトウェア及びハードウェア保守</p>	<p>契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 小野 清子 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号</p>	<p>平成21年3月31日</p>	<p>東京都港区三田一丁目4番28号 NECネクサソリューションズ株式会社 代表取締役 瀧上 岩雄</p>	<p>本システムに障害が発生した際等には、コアシステムに対しても一定の改修を加えることが必要となる場合が想定され、著作権を保有しているNECネクサソリューションズ株式会社から著作権上の利用許諾していない。また、コアシステムを構成するプログラムのソースを入手する必要があるが、コアシステムに係るプログラムソースは公開していないため、その入手は不可能であることから、平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」において「随意契約によらざるを得ないもの」とされている。 以上の理由により、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため</p>	<p>非公表</p>	<p>¥2,327,220</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>当該ソフトの開発に係る著作権を有しているため。</p>	<p>19</p>
<p>災害共済給付オンライン請求システム運用保守</p>	<p>契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 小野 清子 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号</p>	<p>平成21年3月31日</p>	<p>東京都港区三田一丁目4番28号 NECネクサソリューションズ株式会社 代表取締役 瀧上 岩雄</p>	<p>本システムの流用するモジュールの一部は開発業者が著作権を有しており、公開は極めて困難であることから、平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」において「随意契約によらざるを得ないもの」とされている。 以上の理由により、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。</p>	<p>非公表</p>	<p>¥28,783,650</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>当該ソフトの開発に係る著作権を有しているため。</p>	<p>19</p>
<p>財務会計システムソフトウェア及びハードウェア保守</p>	<p>契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 小野 清子 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号</p>	<p>平成21年3月31日</p>	<p>東京都港区三田一丁目4番28号 NECネクサソリューションズ株式会社 代表取締役 瀧上 岩雄</p>	<p>本システムのコアシステムに係る著作権はNECネクサソリューションズ株式会社に帰属しており、保守を行うためにはコアシステムを含むシステム全体を構成するプログラムのソースコードを把握している必要がある。プログラムのソースコードは容易に公開されない部分であり、たとえ公開されても他社がそのコードを解析し理解するためには莫大な時間とコストがかかることから、平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」において「随意契約によらざるを得ないもの」とされている。 以上の理由により、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。</p>	<p>非公表</p>	<p>¥5,799,780</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>当該ソフトの開発に係る著作権を有しているため。</p>	<p>19</p>